

平成27年度 業務実績報告及び自己評価書説明資料

年金積立金管理運用独立行政法人

平成27年度業務実績評価について

事項	評価項目	自己評価	重要度	難易度	ページ
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	I-1 管理・運用の基本的な方針、運用の目標	B	○	—	3-6
	I-2 リスク管理	B	○	—	7-11
	I-3 運用手法、運用対象の多様化、株式運用における考慮事項	A	—	—	12-13
	I-4 透明性の向上	A	○	—	14-15
	I-5 基本ポートフォリオ等	B	—	—	16-20
	I-6 管理及び運用に関し遵守すべき事項	A	—	—	21-23
	I-7 管理及び運用能力の向上	B	—	—	24
	I-8 調査研究業務	B	—	—	25-26

事項	評価項目	自己評価	重要度	難易度	ページ
業務運営の効率化に関する事項	II-1 効率的な業務運営体制の確立	B	—	—	27-28
	II-2 業務運営の効率化に伴う経費節減	B	—	—	29-30
財務内容の改善に関する事項	III-1 財務内容の改善に関する事項	B	—	—	30
その他業務運営に関する重要事項	IV-1 その他業務運営に関する重要事項	A	—	—	31-36

複合ベンチマーク収益率との乖離の要因分析

運用資産全体の収益率は

複合ベンチマーク収益率(注)は、

超過収益率は、

—3.81%、—3.81%となり、0.00%となった。

(注)「複合ベンチマーク収益率」は、各資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオ(国内債券35%、国内株式25%、外国債券15%、外国株式25%)の割合で加重平均した収益率です。

＜複合ベンチマーク収益率の確保＞

☆国内債券及び外国債券のマイナスの超過収益率により個別資産要因は-0.15%となるも、**資産配分(右図)においてベンチマーク収益率の高かった国内債券が基本ポートフォリオに対してオーバーウェイトとしていること等が+0.21%のプラスとなり、複合ベンチマーク収益率と同水準の収益率を確保**
【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析】

	①資産配分要因	②個別資産要因	③その他要因 (誤差含む)	①+②+③
国内債券	0.11%	-0.07%	-0.01%	0.03%
国内株式	0.05%	0.01%	-0.00%	0.05%
外国債券	-0.04%	-0.09%	0.01%	-0.12%
外国株式	0.02%	0.01%	-0.00%	0.03%
短期資産	0.07%	0.00%	0.00%	0.07%
合 計	0.21%	-0.15%	-0.06%	0.00%

(注)「資産配分要因」とは、基本ポートフォリオと実際の資産構成割合との差による要因、「個別資産要因」とは、実際の各資産の収益率と当該資産に係るベンチマーク収益率との差による要因、「その他要因(誤差含む)」とは、資産配分要因及び個別資産要因が交じり合ったものと計算上の誤差。なお、計算上の誤差とは、運用資産全体の収益率と複合ベンチマーク収益率の計算方法の相違により生じるもの。

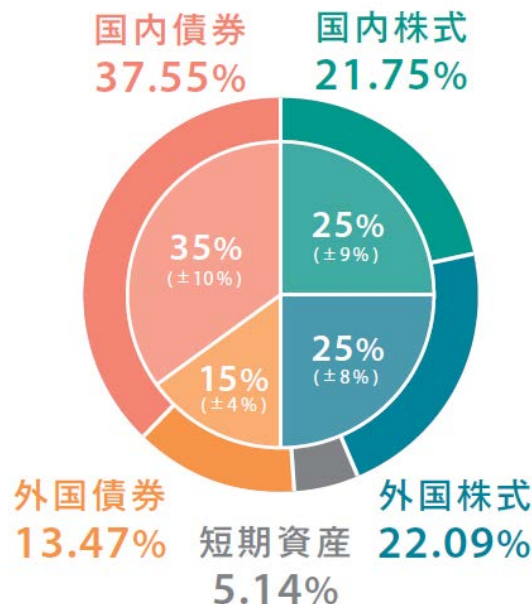
＜資産ごとのベンチマーク収益率の確保＞

☆平成27年度は、内外債券についてはベンチマーク収益率を下回ったものの、**内外株式については、ベンチマーク収益率を若干上回った**
【各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率】

国内債券 -0.23% 国内株式 +0.02%
外国債券 -0.58% 外国株式 +0.03%

＜基本ポートフォリオ＞

内側：基本ポートフォリオ、()は乖離許容幅
外側：平成27年度末時点



(注)短期資産には、平成27年度末時点の特別会計で管理する積立金を含む。

評価項目 I - 1

管理・運用の基本的な方針、運用の目標 ② 運用の目標

評価の視点

・各年度における各資産の収益率とベンチマーク収益率が乖離した場合には、ベンチマーク選択効果、運用受託機関選択効果を切り分ける等、当該乖離についての分析が行われ、必要な対応がとられているか。

【国内株式】(超過収益率0.02%)

- ・分散投資効果の向上を目的として、伝統的アクティブ運用と相関の低いスマートβ型運用※を伝統的アクティブ運用と同程度に増加させた。
(国内株式アクティブ運用におけるスマートβ型運用の比率:平成26年度36%⇒平成27年度52%)
- ・スマートβ型運用における低ボラティリティ特性を有するファンドが、市場の下落局面で大きな超過収益を獲得するなど、平成27年度はスマートβ型運用が+2.57%とTOPIXを大きく上回るとともに、国内株式運用における超過収益の確保に寄与(+0.18%)した。

※TOPIXなどのように時価総額に基づいて銘柄を組み入れているインデックスではなく、財務指標、株価の変動率等により組入比率を定めているインデックスを用い、中長期の視点でより効率的な超過収益の獲得やリスクの低減を目指す運用手法

(超過収益率の要因分解)

時間加重収益率①	ベンチマーク②	超過収益率①-②	ファンド要因③	ベンチマーク要因④	その他要因
-10.80%	-10.82%	0.02%	-0.02%	0.05%	-0.02%

(マネジャー・ベンチマーク等の要因分解)

	TOPIX (アクティブ)	RUSSELL/NOMURA Large Cap Value (アクティブ)	RUSSELL/NOMURA Small Cap (アクティブ)	野村RAFI (アクティブ)	MSCI Japan small (アクティブ)	S&P GIVI Japan (アクティブ)	TOPIX (パッシブ)	JPX日経400 (パッシブ)	MSCI Japan Standard (パッシブ)	RUSSELL/NOMURA Prime (パッシブ)	合計
ファンド要因③	0.02%	-0.03%	0.02%	-0.01%	0.00%	0.01%	0.00%	-0.01%	0.00%	0.00%	-0.02%
ベンチマーク要因④	0.00%	-0.06%	0.02%	0.04%	0.03%	0.11%	0.00%	-0.03%	-0.06%	0.00%	0.05%

【外国株式】(超過収益率0.03%)

- ・ファンド要因において、パッシブ全体及びエマージング(アクティブ)の収益率が、マネジャー・ベンチマークの収益率より高かったこと等が、プラスに寄与した。

(超過収益率の要因分解)

時間加重収益率①	ベンチマーク②	超過収益率①-②	ファンド要因③	ベンチマーク要因④	その他要因
-9.63%	-9.66%	0.03%	0.03%	0.01%	-0.01%

(マネジャー・ベンチマーク等の要因分解)

	パッシブ全体	先進国 (アクティブ)	エマージング (アクティブ)	プライベートエクイティ (アクティブ)	合計
ファンド要因③	0.03%	-0.03%	0.03%	0.00%	0.03%
ベンチマーク要因④	-0.05%	0.11%	-0.05%	0.00%	0.01%

(注1)ファンド要因とは、個別ファンドとマネジャー・ベンチマークの収益率の差による要因。各ファンドの時価総額平均残高を考慮し算出。(次頁においても同様。)

(注2)ベンチマーク要因とは、マネジャー・ベンチマークとベンチマークの複合インデックスの収益率の差による要因。各ファンドの時価総額平均残高を考慮し算出。(次頁においても同様。)

(注3)その他要因とは、計算上の誤差等の要因。(次頁においても同様。)

評価項目 I - 1

管理・運用の基本的な方針、運用の目標 ② 運用の目標

【国内債券】(超過収益率－0.23%)

- ・超過収益率がマイナスとなった要因の大部分は物価連動国債の影響によるものである。
- ・物価連動国債については、中長期的なデフレ脱却を見込んでインフレリスクを軽減するという考え方の下で組み入れを進めてきたが、足元の円高及び資源価格の下落等を背景に市場の期待インフレ率が低下したため、－0.22%の寄与度となった。
- ・ただし、物価連動国債ファンドのベンチマークを現行のNOMURA-BPI 国債に代えて、NOMURA 物価連動国債インデックス(フロアあり)とした場合、超過収益率は＋0.07%となった。

(超過収益率の要因分解)

時間加重収益率①	ベンチマーク②	超過収益率①－②	ファンド要因③	ベンチマーク要因④	その他要因
4.07%	4.30% (4.00%)	－0.23% (0.07%)	－0.23%	0.02%	－0.02%

(注)「ベンチマーク②」と「超過収益率①－②」の()内は、物価連動国債のベンチマークを現行のNOMURA-BPI国債に代えて、NOMURA物価連動国債インデックス(フロアあり)とした場合の数値。

(マネジャー・ベンチマーク等の要因分解)

	NOMURA-BPI 「除くABS」 (パッシブ)	NOMURA-BPI国債 (パッシブ)	NOMURA-BPI/ GPIF Customized (パッシブ)	NOMURA-BPI 「除くABS」 (アクティブ)	物価連動国債 (アクティブ)	合計
ファンド要因③	0.00%	0.00%	0.01%	0.04%	－0.28%	－0.23%
ベンチマーク要因④	0.11%	0.48%	－0.78%	0.14%	0.06%	0.02%

(注)物価連動国債ファンドのマネジャー・ベンチマークは、NOMURA-BPI 国債として算出。

【外国債券】(超過収益率－0.58%)

- ・多様な運用プロダクトを幅広く選定し、ハイイールド債やエマージング債に分散投資を進めることによって超過収益率を獲得するという考え方の下で、運用受託機関構成の見直しを実施したが、その移管期間中(7～9月)の中国の景気減速懸念等による市場の急変に対してベンチマークに追従できなかったこと等から、4～9月は－0.45%の超過収益率となった。
- ・一方、マネジャー・ストラクチャー再構築後の10月～3月においては、ECBは2度の金融緩和を行い、ユーロ圏の長期金利が大幅に低下(債券価格は上昇)したため、ユーロ圏の債券のアンダーウェイトがマイナスに寄与した。また米国での利上げ観測が後退し、米ドルが下落したため、米ドルのオーバーウェイトもマイナスに寄与した。結果として、10月～3月は－0.14%の超過収益率となった。

(超過収益率の要因分解)(平成27年10月～28年3月)

時間加重収益率①	ベンチマーク②	超過収益率①－②	ファンド要因③	ベンチマーク要因④	その他要因
－2.72%	－2.58%	－0.14%	－0.03%	－0.12%	0.01%

(マネジャー・ベンチマーク等の要因分解)(平成27年10月～28年3月)

	パッシブ全体	グローバル総合 (アクティブ)	米国総合 (アクティブ)	欧州総合 (アクティブ)	物価連動 (アクティブ)	米国ハイイールド (アクティブ)	欧州ハイイールド (アクティブ)	エマージング (アクティブ)	インフラストラクチャー (アクティブ)	合計
ファンド要因③	0.00%	－0.01%	－0.03%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.00%	0.00%	－0.03%
ベンチマーク要因④	0.01%	－0.06%	－0.04%	0.01%	－0.01%	－0.04%	0.00%	0.00%	0.00%	－0.12%

評価項目 I-1

管理・運用の基本的な方針、運用の目標 ② 運用の目標

評価の視点

・各年度において、各資産ごとのベンチマーク収益率が確保されるよう、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施しているか。また、運用受託機関の評価に際して、適切な評価指標を設け、評価を行い、評価結果に基づく必要な対応がとられているか。特にアクティブ運用について、適切な評価・分析が行われているか。

運用受託機関の管理

◇定期ミーティング・ リスク管理ミーティング

※ リスク管理ミーティングにおいては、総合評価が一定水準以下の運用受託機関等について、運用状況、リスク管理状況等を確認する。

◇月次報告 ・運用実績 ・リスクの状況

◇随時ミーティング

※ 市場環境の急変等、運用受託機関に対して緊急にミーティングを実施し、投資行動及びリスク管理状況を確認する。

◇運用実績、リスクの状況 の問題点を確認。 ◇ガイドラインの遵守状況 を確認。

◇警告 ◇資金配分停止 ◇資金回収 ◇解約等

◇金融監督当局による処分

運用受託機関の評価（平成27年度）

◇総合評価

(パッシブ運用受託機関 22ファンド)
(債券アクティブ運用受託機関 9ファンド)
(株式アクティブ運用受託機関 32ファンド)

◇定性評価

運用スタイルの根拠等の投資方針、戦略決定等の運用プロセス、組織・人材等

◇定量評価

パッシブ運用…超過収益率とトラッキングエラー（注1）
アクティブ運用…超過収益率とインフォメーション・レシオ（注2）
（注1）超過収益率の標準偏差
（注2）超過収益率／トラッキングエラー

◇総合評価結果及び対応

・国内株式アクティブ 運用受託機関 1ファンド → 解約

・外国株式アクティブ運用受託機関 2ファンド → 解約

・外国株式アクティブ運用受託機関 3ファンド → 資金の一部回収及び資金配分停止

- アクティブ運用については、平成25年度から外国株式及び国内株式の一部の運用受託機関から実績連動型報酬を採用し、さらに平成27年は外国債券において全ての運用受託機関に実績連動型報酬を採用。
- 平成27年度から検討してきたマネジャー・エントリー制度（平成28年度から導入）を活用し、適宜適切に運用受託機関の入替を行うことでパフォーマンスの改善を図っていく予定。

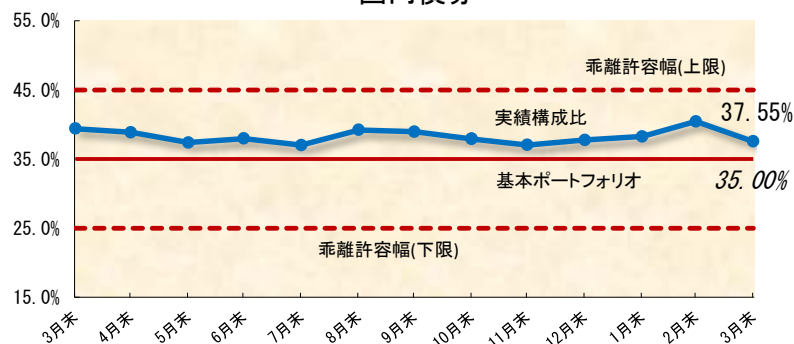
評価の視点

資産全体の資産構成割合とポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。

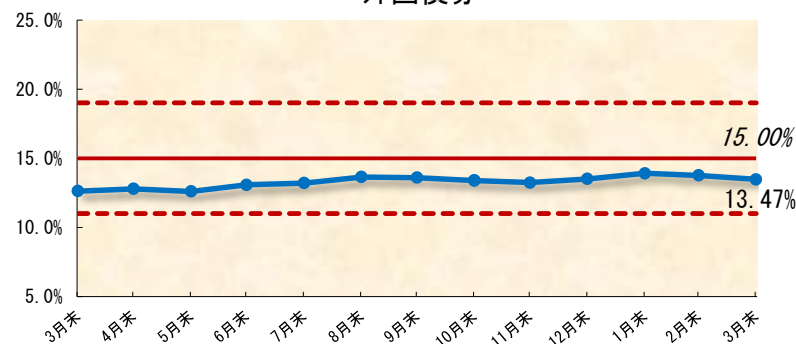
- ◆ 基本ポートフォリオの資産構成割合と実際のポートフォリオの資産構成割合との乖離状況を把握しリスク管理。（[投資委員会](#)において、乖離状況を把握し、市場動向等を分析し、リバランスを検討又は実施した回数：[51回](#)）
- ◆ 資産構成割合の推移は年度を通じてすべて乖離許容幅の中に収まっており、問題がないことを確認した。

（平成27年度の乖離状況）

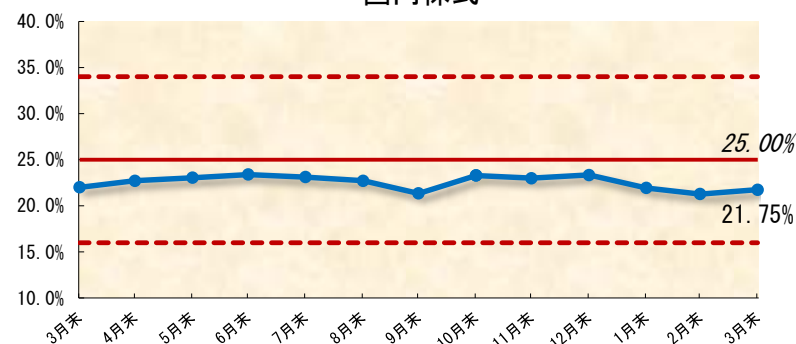
国内債券



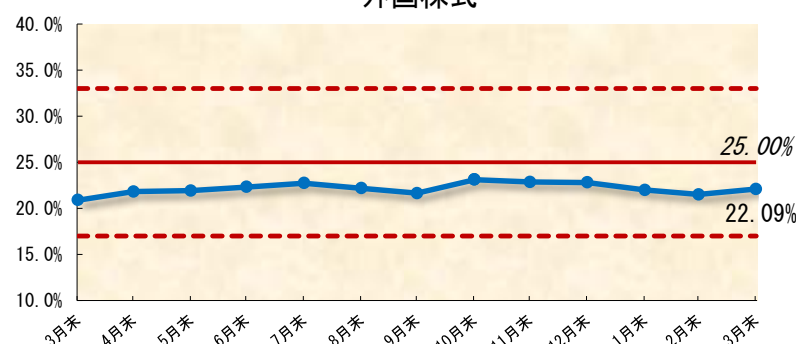
外国債券



国内株式



外国株式



評価の視点

各資産ごとに管理すべきリスクを明確にし、定期的に確認し、問題がある場合、必要な措置をとっているか。

運用リスク管理委員会(毎月1回開催)において、下記リスク管理指標等を確認

I トラッキングエラーの推移

各資産のトラッキングエラーの数値の変化要因を分析し、特に問題が生じるような大きな変化はないことを確認。

II 株式アクティブファンドの β 値の推移

株式アクティブファンドの β 値の変化要因を分析し、特に問題が生じる大きな変化はないことを確認。

- ・ 国内株式アクティブの β 値は0.98から0.99の幅で推移。
- ・ 外国株式アクティブの β 値は0.98から1.00の幅で推移。

III 債券ファンドのデュレーションの推移

債券ファンドのデュレーションの変化要因を分析し、特に問題が生じる大きな変化はないことを確認。

- ・ 国内債券の修正デュレーションの対ベンチマークの乖離幅は-0.07から0.08の間で推移。
- ・ 外国債券の実効デュレーションの対ベンチマークの乖離幅は-0.29から0.06の間で推移。

その他のリスク管理(例)

信用リスク及びカントリーリスク

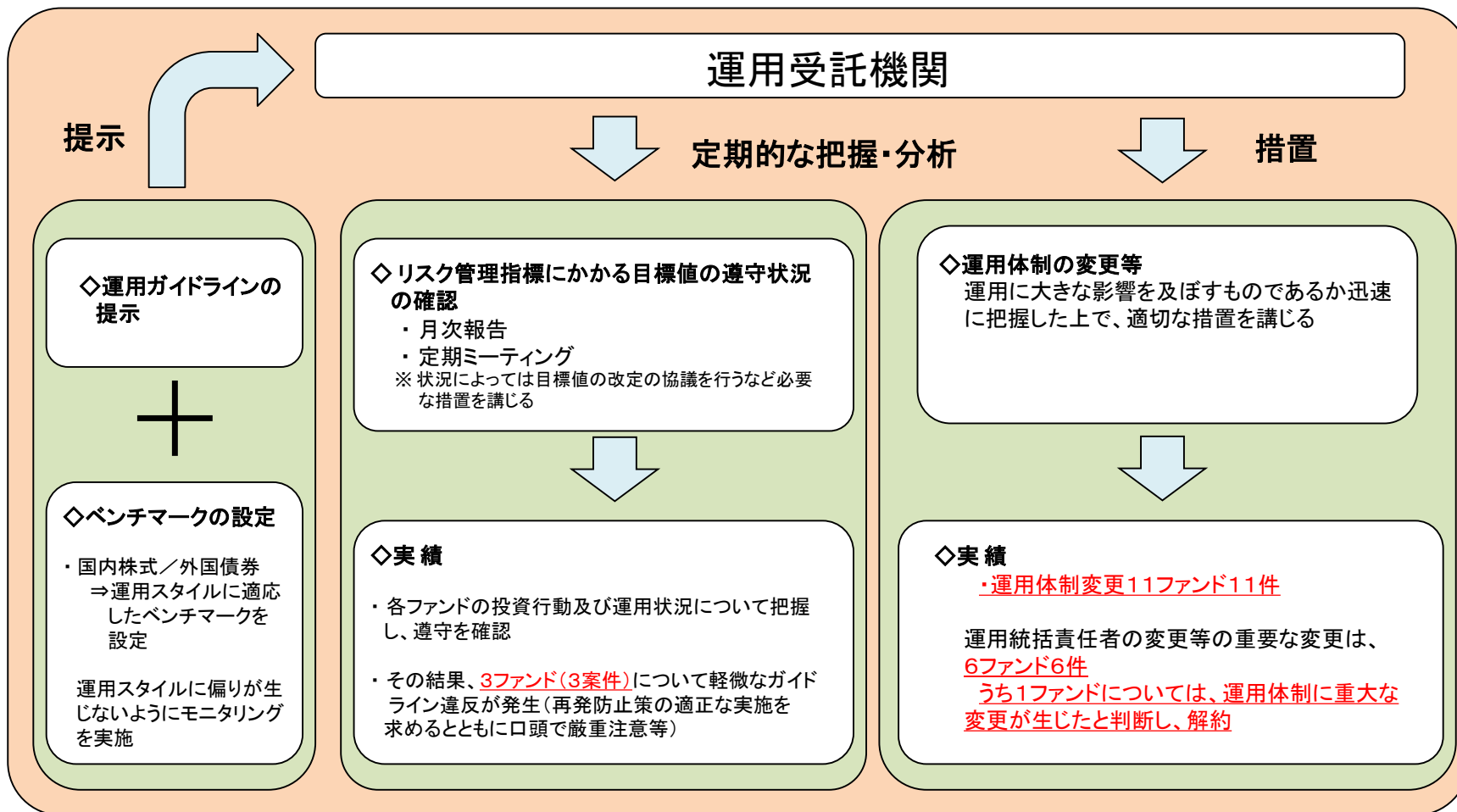
資産管理機関やインハウスの取引先の格付状況及び内外債券にかかる格付要件を確認し、問題のないことを確認。
また、カントリーリスクについても問題のないことを確認。

流動性リスク

ベンチマークの市場規模に対する管理運用法人の時価総額ウェイトの状況等を把握し、問題のないことを確認。

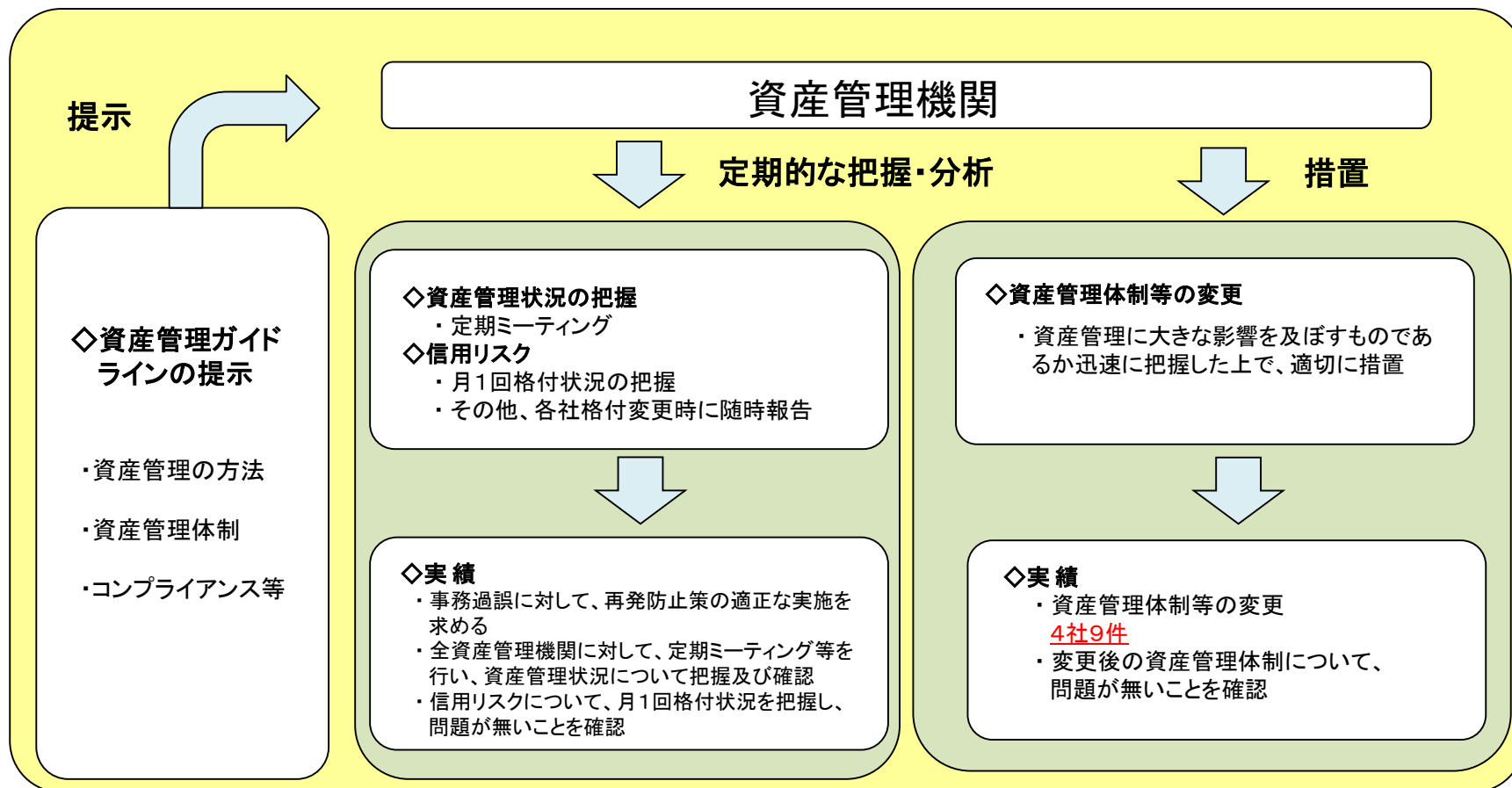
評価の視点

・運用受託機関に対し、運用ガイドラインを示しているか。運用スタイルの異なる運用受託機関を適切に組み合わせるとともに、各運用受託機関に期待する運用スタイルに対応した適切なベンチマークを示しているか。また、各社の運用状況及びリスク負担の状況について、定期的に把握・分析し、問題がある場合、必要な措置をとったか。



評価の視点

- ・資産管理機関に対し、資産管理ガイドラインを示しているか。また、各社の資産管理状況を把握し、問題がある場合、必要な措置をとったか。
- ・資産管理機関の信用リスクを管理しているか。また、資産管理体制の変更について、注意しているか。



評価の視点

- ・自家運用において、運用ガイドラインを定めているか。また、運用状況及びリスク負担の状況について、定期的に確認し、問題がある場合、必要な対応を行ったか。

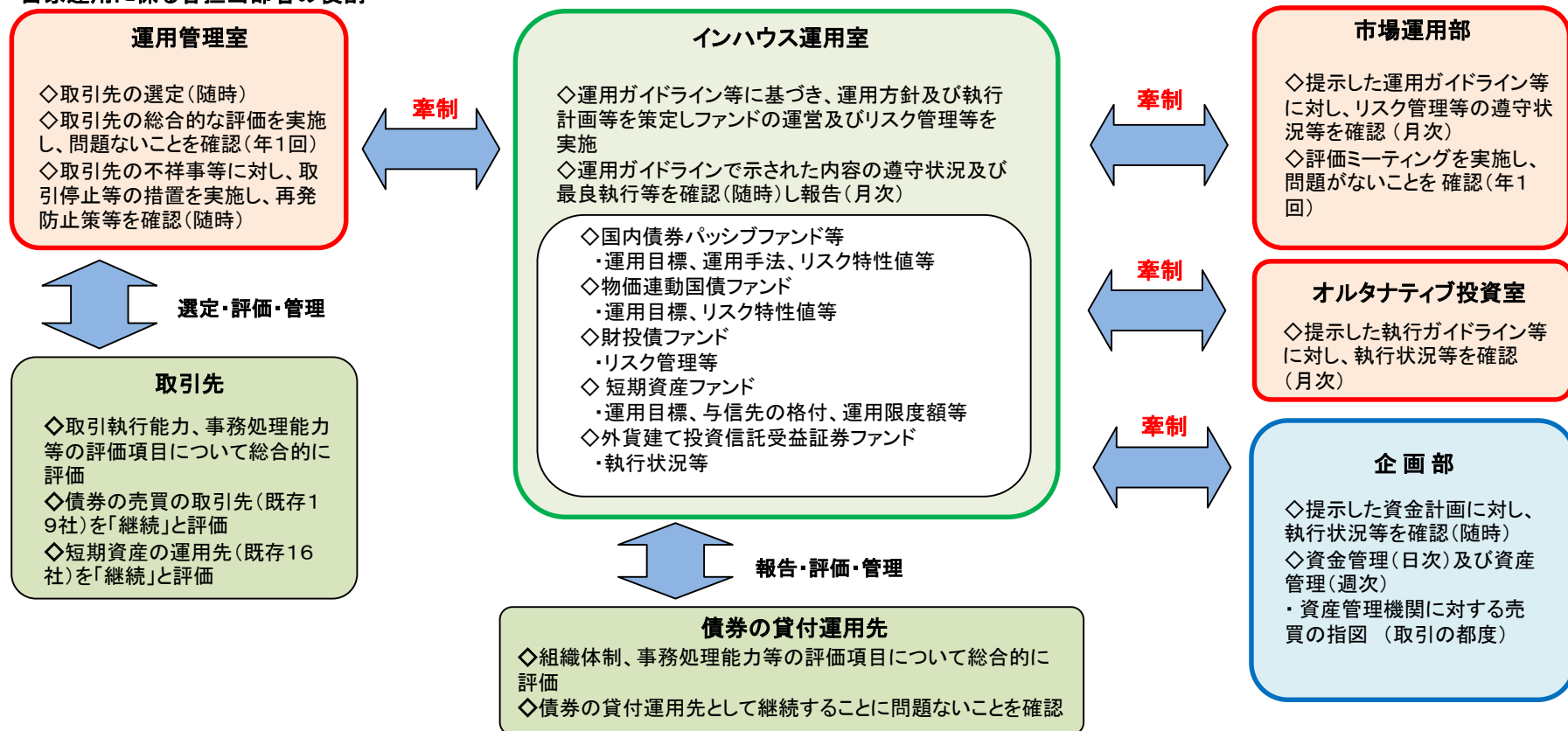
◇ 自家運用の役割と相互牽制体制

年金積立金の運用の効率化に資するため、年金積立金の一部について、資産管理機関を利用しつつ、運用対象資産の一部について自ら管理及び運用を行う。

自家運用については、運用受託機関と同様に自家運用を行う場合の運用ガイドライン等を提示し、その遵守状況を管理し、必要な指示を行う（市場運用部、オルタナティブ投資室）。

必要な流動性の確保及び効率的な現金管理のため、資金計画等を提示等し、その執行状況を管理する（企画部）。

自家運用に係る各担当部署の役割



評価の視点

- ・運用コストの低減や運用に関する知識・経験等の蓄積の観点から、法令で認められている範囲でインハウス運用の活用を検討したか。
- ・収益確保や運用の効率化のための運用手法の見直しを行っているか。

インハウス運用の活用

- 国内債券BPI国債型パッシブ運用において、インハウス運用の能力の活用、インハウス運用の固定経費の有効活用、リバランス等における機動性の向上を目的として、運用受託機関1ファンドを解約、1ファンドから資金回収し、インハウスのファンドへ資金配分。
(国内債券BPI国債型パッシブ運用インハウス比率 平成26年度30.7%⇒平成27年度65.8%、委託運用手数料△約2,400万円)

スマートβの活用で国内株式運用において超過収益を確保

- 国内株式運用における分散投資効果の向上を目的として、伝統的アクティブ運用と相関の低いスマートβ型運用を伝統的アクティブ運用と同程度に増加。
(国内株式アクティブ運用におけるスマートβ型運用の比率:平成26年度36%⇒平成27年度52%)
スマートβ型運用における低ボラティリティ特性を有するファンドが、市場の下落局面で大きな超過収益を獲得するなど、平成27年度はスマートβ型運用が+2.57%とTOPIXを大きく上回るとともに、国内株式運用における超過収益の確保に寄与(+0.18%)。

マイナス金利導入を受け国内債券パッシブ運用を柔軟化

- 国内債券パッシブ運用において、日銀のマイナス金利導入を受け、各ファンドが想定する推定TEの範囲を活用して柔軟な運用が行えるよう運用ガイドラインを改正。

外国債券アクティブ運用を多様化

- 外国債券のマネジャー・ストラクチャーの見直しにおいて、アクティブ運用については、分散投資を進めることによって超過収益獲得を目指し、エマージング債券、ハイイールド債券及びインフレ連動国債など多様な運用プロダクトを採用。
(運用資産全体のファンド数 平成26年度83ファンド⇒平成27年度95ファンド)

為替ヘッジを実施

- 外債運用において、機動的な為替ヘッジを実施した。

評価の視点

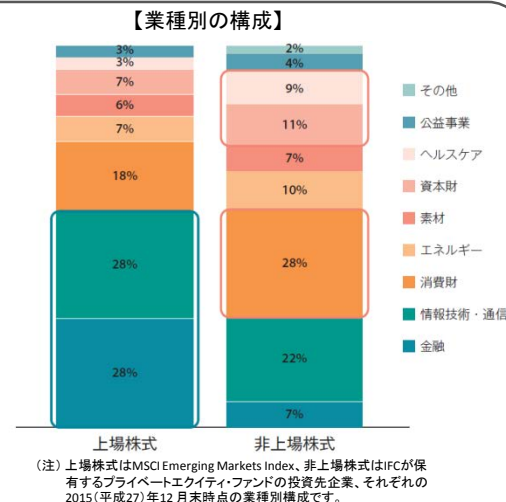
・新たな運用対象について、運用委員会の審議を経るなど運用委員会による適切なモニタリングの下で、年金資金運用の観点から幅広く検討を行ったか。その際、非伝統的資産は、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備等、市場環境の整備を十分踏まえた検討をしたか。

プライベートエクイティ投資の開始(国際金融公社等との共同投資)

新興国(エマージング)株式市場の業種の偏りを是正し、バランスよく世界経済の成長の果実を獲得するため、新興国での非上場株式(プライベートエクイティ)投資を開始。

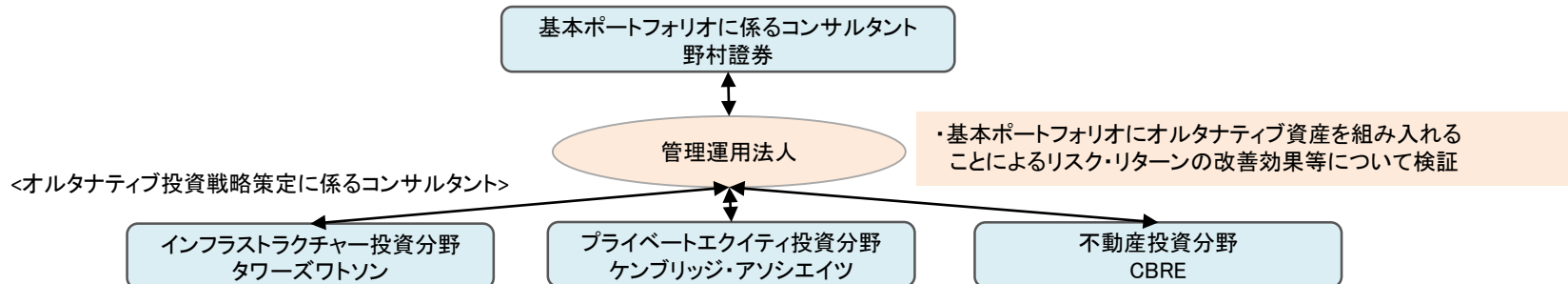
世界銀行グループの一員であり、新興国での非上場株式投資に豊富な経験を有する国際金融公社(International Finance Corporation, IFC)及び株式会社日本政策投資銀行(DBJ)との共同投資協定に基づき投資。

運用は、投資信託を通じて行い、今後、適切な投資案件が選定された際に、管理運用法人も資金を拠出する。投資規模は、当面約4億米ドル(約450億円)を想定。



オルタナティブ投資戦略の策定

- インフラストラクチャー、プライベートエクイティ及び不動産の各投資分野において、投資戦略に係るコンサルタントを公募により採用し、それぞれの投資分野における市場規模や市場特性等の検討を行った。
- 基本ポートフォリオに係るコンサルタントと協働し、基本ポートフォリオ上における非伝統的資産の位置付け、基本ポートフォリオにオルタナティブ資産を組み入れることによるリスク・リターンの改善効果等について運用委員会において審議した。



評価の視点

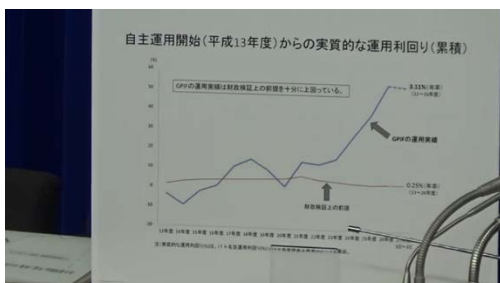
- ・基本ポートフォリオの考え方を含む年金積立金の管理及び運用の方針、運用結果、具体的な運用体制など管理運用の仕組みを年度の業務概況書などで理解しやすく情報公開しているか。
- ・年金積立金の運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果等について、年度の業務概況書等の公開資料をより分かりやすいように工夫するとともに、国民に対する情報公開・広報活動の充実・強化のための取組を行ったか。

- より一層の情報公開・広報促進に努める観点から、新たにTwitterにGPIF公式アカウント(情報発信30回、年度末のフォロワー数5,442、閲覧回数577,759)、YoutubeにGPIF公式チャンネル(情報発信5回、年度末の登録者数252、視聴回数4,687)を開設。
- 四半期の運用状況の記者発表においては、パネルを用いてわかりやすさを工夫するとともに、直接国民の方々に情報発信できるよう、初めて記者会見の模様をYoutubeに掲載。
- 一昨年の基本ポートフォリオ見直しの目的・狙いを国民の方々に理解いただくために、理事長が対談形式で基本ポートフォリオを分かりやすく説明する動画をYoutubeに掲載。
- TwitterのGPIF公式アカウントでは、ホームページの更新状況だけでなく、GPIF職員の専門性の状況や株主優待物の処理状況などGPIFに対して国民が疑問に思っている情報を発信。
- アジア地域の機関投資家向け金融専門誌であるアジアインベスター誌より「アジアインベスター インスティテューショナル・エクセレンス・アワード2015」を受賞、ホームページ及びTwitterで発信。

〈受賞トロフィー〉



〈四半期記者会見の動画〉



〈理事長による基本ポートフォリオ説明の動画〉



〈Twitterによる情報発信〉



【FAQ：株主優待はどうしているのですか？】
割引券などは換金され運用収益の一部になります。食品・家庭用品などは日本赤十字社や東京都社会福祉協議会を通じて福祉施設などに寄付され社会に役立てられています。



【FAQ：GPIFに専門家はいますか？】現在 GPIFでは、役員 5 名・職員 86 名の内、金融機関等出身者 37 名、証券アナリスト 37 名、MBA 15 名、弁護士 1 名、公認会計士 1 名、税理士 1 名、不動産鑑定士 1 名など様々な専門家が働いています。意外でしたか？

評価の視点

- ・基本ポートフォリオについて、市場動向を踏まえた適切なリスク管理を行い、定期的に基本ポートフォリオの検証を行うほか、策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等必要があると認める場合には、必要に応じて見直しの検討を行ったか。

第3期中期計画に基づき、定期的に基本ポートフォリオの検証を行うこととしており、運用委員会において3回にわたって議論を行い、基本ポートフォリオの定期検証を行った。

今回の検証作業では、成長戦略の効果が着実にあらわれる「経済中位ケース」と、市場に織り込まれた将来の金利水準を前提とした「市場基準ケース」のそれぞれの経済シナリオについて、主に以下の点を実施した。

- ・日本銀行のマイナス金利導入による金利低下の影響と、将来の長期金利上昇による評価損失の発生も考慮し、国内債券については期待リターンを引き下げた。
- ・直近四半期末(平成27(2015)年12月末)を起点に、現行の基本ポートフォリオが想定している運用期間の期末(平成51(2039)年3月末)に、運用残高が必要な積立金水準を下回る確率を推計した。

この結果、以下の点を確認し、現行の基本ポートフォリオは、見直す必要がないとの結論になった。

- 年初からの金利低下等により国内債券の期待リターン低下の影響は見られるが、現行の基本ポートフォリオは効率的で、概ね目標利回りを満たしていること。
- 現行の基本ポートフォリオを策定した時と比較して、運用残高が年金財政で必要とされる積立金水準を下回るリスクが低下し、必要な積立金水準を確保できる見通しが高まったこと。
※これは主に平成26年度に積立金が増加したことによる。

期待リターンの検証

- ① 国内債券については、日本銀行のマイナス金利導入による金利低下の影響と、将来の長期金利上昇(※)による評価損失の発生も考慮し、期待リターンを引き下げた。

※経済シナリオごとの将来の実質長期金利(均衡金利)について、「経済中位ケース」では2.7%という水準を維持し、一方「市場基準ケース」では、市場で織り込まれている均衡金利が低下していることから、財政検証を踏まえつつ、1.5%に引き下げた。

- ② 国内株式については、国内債券の均衡金利水準の引き下げにあわせて、市場基準ケースにおける期待リターンを引き下げる一方、経済中位ケースについてはこれを維持した。
- ③ 外国債券・外国株式については、直近までのデータを利用するとリスクプレミアムが上昇するが(下表「引き上げ」が該当)、保守的な前提とする観点から、リスクプレミアムを変更しない場合(下表「変更なし」が該当)も想定した期待リターンとした。

	外貨資産 リスクプレミアム	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	賃金上昇率
経済中位 ケース(%)	変更なし	-0.4(2.3)	3.2(5.9)	0.9(3.6)	3.6(6.3)	-1.6(1.1)	(2.7)
	引き上げ			1.4(4.1)	4.0(6.7)		
市場基準 ケース(%)	変更なし	-0.4(1.5)	2.8(4.7)	1.2(3.1)	3.9(5.8)	-1.1(0.8)	(1.9)
	引き上げ			1.7(3.6)	4.3(6.2)		

参考)策定時

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	賃金上昇率
経済中位ケース(%)	-0.2(2.6)	3.2(6.0)	0.9(3.7)	3.6(6.4)	-1.7(1.1)	(2.8)
市場基準ケース(%)	-0.1(2.0)	3.1(5.2)	1.4(3.5)	4.1(6.2)	-1.1(1.0)	(2.1)

(注)数値は、実質的なリターン、カッコ内は、これに賃金上昇率を加えた名目リターン。

リスク・相関係数の検証

①リスク(標準偏差)と相関係数については、策定時と同様過去20年のデータ等を用いて推計した。

リスク(標準偏差)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	賃金上昇率
標準偏差(%)	4.2	25.23	11.82	26.78	1.85

参考)策定時

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	賃金上昇率
標準偏差(%)	4.7	25.1	12.6	27.3	1.9

相関係数

相関係数	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	賃金上昇率
国内債券	1.00				
国内株式	-0.23	1.00			
外国債券	-0.04	0.06	1.00		
外国株式	-0.09	0.66	0.55	1.00	
賃金上昇率	0.20	0.10	0.09	0.11	1.00

参考)策定時

相関係数	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	賃金上昇率
国内債券	1.00				
国内株式	-0.16	1.00			
外国債券	0.25	0.04	1.00		
外国株式	0.09	0.64	0.57	1.00	
賃金上昇率	0.18	0.12	0.07	0.10	1.00

基本ポートフォリオの属性の検証

- ①各資産の期待リターンやリスク・相関係数を基に、ポートフォリオとしての属性を、策定時と同様の手法で推計した。
- ②策定時に比べ、足下の長期金利の低下により国内債券の期待リターンが低くなった影響は見られるが、現行の資産構成割合は効率的で、目標利回りを概ね満たしていることを確認した。

	外貨建て資産の リスクプレミアム	実質的な リターン	名目 リターン	標準偏 差	下方確率	条件付 平均不足率 (正規分布)	条件付 平均不足率 (経験分布)
経済中位 ケース(%)	変更なし	1.70	4.40	12.39	44.5	9.19	10.83
	引き上げ	1.87	4.57		43.9	9.13	10.81
市場基準 ケース(%)	変更なし	1.72	3.62		44.4	9.19	10.82
	引き上げ	1.89	3.79		43.9	9.13	10.81
(参考)全額国内債券ポートフォリオの属性							
経済中位 ケース(%)	-	-0.40	2.30	4.20	53.76	3.53	4.10
市場基準 ケース(%)	-	-0.40	1.50	4.20	53.76	3.53	4.10

参考)策定時

	実質的な リターン	名目 リターン	標準偏差	下方確率	条件付平均不足率 (正規分布)	条件付平均不足率 (経験分布)
経済中位ケース(%)	1.77	4.57	12.8	44.4	9.45	11.2
市場基準ケース(%)	1.98	4.08	12.8	43.8	9.38	11.2
(参考)全額国内債券ポートフォリオの属性						
経済中位ケース(%)	-0.20	2.60	4.7	51.7	3.86	3.52
市場基準ケース(%)	-0.10	2.00	4.7	50.8	3.83	3.48

(注1)実質的なリターンについては、運用目標は1.7%だが、短期資産を2%保有するとみなし、そのリターンの減少分を逆算すると、**経済中位ケースで1.77%、市場基準ケースで1.76%を確保することが必要。**

(注2)「条件付平均不足率(経験分布)」は、株式等は想定よりも下振れ確率が高い場合(いわゆる「テイルリスク」)もあることを考慮し、正規分布に替えて、過去20年のデータ(経験分布)から一定の仮定を置いて乱数を発生させ計算したものである。

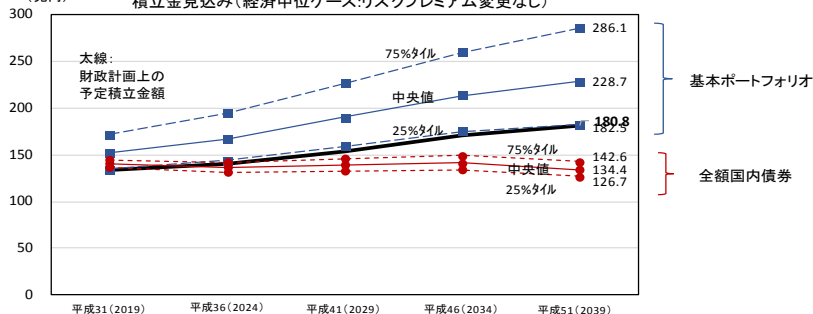
必要な積立金の確保の検証

- ① 年金財政が予定している積立金を確保できないリスクがどの程度あるのかを検証するため、今回の検証の諸前提を用いて、2015年12月末を起点として基本ポートフォリオで長期間運用した場合の積立金の分布を調べるシミュレーションを行った。
- ② この結果、想定運用期間の最終年度(平成51年(2039年))において、**運用残高が年金財政で必要とされる積立金水準を下回るリスクが、平成26(2014)年10月に基本ポートフォリオを策定した時と比べて、いずれの経済シナリオにおいても低下した。**

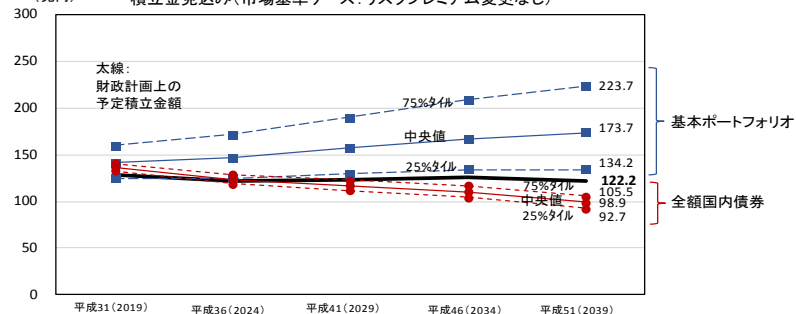
	今回		策定時
	外貨建資産の リスクプレミアム 変更なし	外貨建資産の リスクプレミアム 引き上げ	
経済中位ケース	24%	21%	40%
市場基準ケース	18%	14%	25%

(注)「積立金見込み」は、実質的な積立金
(名目賃金上昇率で割り引いた現在価値)で表示。

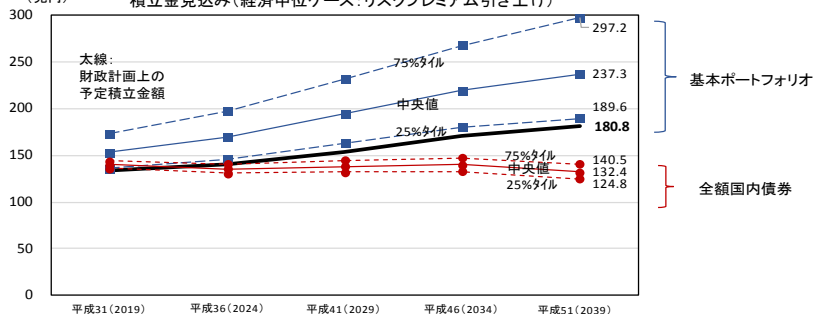
(兆円) 積立金見込み(経済中位ケース:リスクプレミアム変更なし)



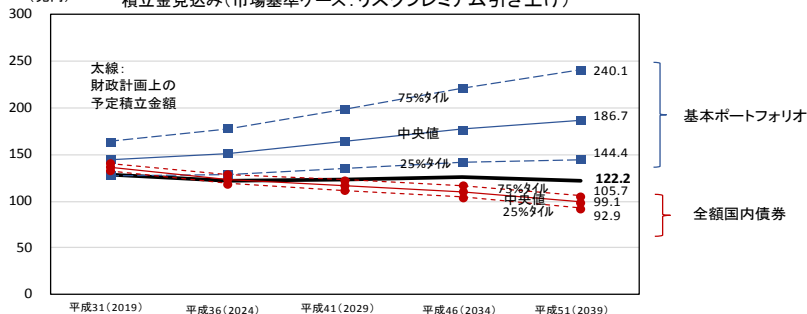
(兆円) 積立金見込み(市場基準ケース:リスクプレミアム変更なし)



(兆円) 積立金見込み(経済中位ケース:リスクプレミアム引き上げ)



(兆円) 積立金見込み(市場基準ケース:リスクプレミアム引き上げ)



評価の視点

- ・民間企業の経営に対して過度に影響を及ぼさないよう、適切に配慮されているか。
- ・運用受託機関に対し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求めているか。

市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないような配慮等

管理運用法人の投資行動

◆可能な限り、市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう配慮

- 平成27年度の年金特別会計への寄託金償還等に必要な資金について、市場に影響を与えずに利用可能な財投債の償還金及び利金等を活用
- 市場運用資金の回収・配分を行う場合には、市場動向を踏まえつつ、時期を分散して回収・配分を実施
- 運用受託機関の解約に伴い回収した資金を再配分する際、原則として現物移管により実施

◆民間企業の経営に与える影響を配慮

- 原則として、同一企業有価証券の保有が当該企業の発行済株式数の5%以下となるよう求めることとし、すべての運用受託機関が遵守していることを確認
- 議決権行使においては、民間企業の経営に影響を及ぼさないよう配慮し、個々の議案に対する判断を管理運用法人として行わない。(運用受託機関において、議決権行使ガイドラインを策定し、その策定状況、議決権行使状況を管理運用法人が管理・評価することとした上で、株主議決権の具体的な行使は運用受託機関に委ねる。)

日本版スチュワードシップ・コードの受入れ

管理運用法人におけるコードへの対応状況

- すべての国内株式の運用受託機関(20社)へヒアリングを実施
- 国連責任投資原則(UNPRI)の署名
- スチュワードシップ専任者採用等の体制強化を実施
- 運用受託機関のガバナンス体制及び利益相反の弊害防止体制を総合評価(定性評価)の項目として明確化。
- 国内株式パッシブ運用受託機関については、今後は資金配分額の基準となる総合評価においてスチュワードシップ活動の評価ウェイトを高める。
- 運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する評価と「目的を持った対話」(エンゲージメント)の実態把握を目的として、上場会社向けに初めてアンケート(回収率: 65%)を実施し、結果を公表。

運用受託機関のスチュワードシップ活動の状況

- 運用受託機関のスチュワードシップ活動の二極化。
- 長期的に持続可能な資本生産性の向上を目的としたエンゲージメントが多く実施されたことが確認された。
- 厳選投資を行っているアクティブ運用については、スチュワードシップ・コードが導入される前から投資先企業とのエンゲージメントが実施されている傾向にある。
- パッシブ運用においては、アクティブ運用の一環として行われている以外にエンゲージメントが実践されている状況ではない。
- 運用受託機関における利益相反を含むガバナンスについて懸念がある。

機関投資家のスチュワードシップ活動に関する上場会社向けアンケートの実施

アンケートの実施概要

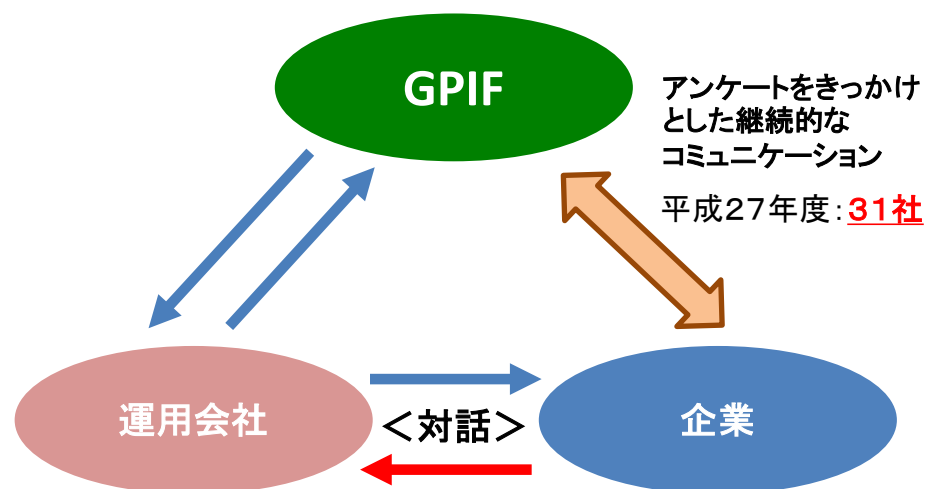
運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する評価と「目的を持った対話」(エンゲージメント)の実態把握を目的として、上場会社向けに初めてアンケートを実施し、結果を公表。

- 対象
JPX日経インデックス400構成企業
(うち、アンケート回収企業260社、回収率65%)
- 回答期間
平成28年1月6日～22日

アンケート結果の概要

- スチュワードシップ・コード導入後の機関投資家の変化を企業側は概ね評価。スチュワードシップ活動に関しては、外資系の評価が高い傾向。
- 他社事例の紹介や経営戦略に関する対話などを企業側は歓迎。一方、資本効率・株主還元に関する対話については、評価が分かれた。
- 現状、ESG関連の対話はごく少数。
- 企業側は中長期的視野に立った対話や投資を求める声が目立つ。
- ショートターミズムの克服へ向けて、GPIFを含むアセットオーナーの役割に期待する企業も多い。

アンケートの有効活用による対話の推進



- ↔ GPIFと企業とのコミュニケーション
- ← スチュワードシップ・コード
- ← コーポレートガバナンス・コード

評価の視点

- ・高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、当該専門的能力を必要とする業務等を明らかにするとともに、その人材の受入に伴う環境整備を行ったか。
- ・高度で専門的な人材の法人に対する貢献を維持するため、業績を定期的に評価するシステムを構築・導入し、必要な場合には、雇用関係の見直しを可能とするなど、人材の適時適切な配置を行ったか。

専門人材に必要な専門的能力

高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、専門的能力が必要となる業務を明確化

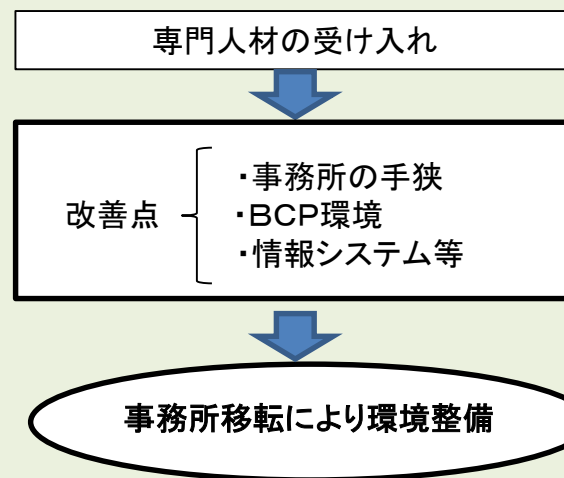
- 「投資原則」に「株式投資においては、スチュワードシップ責任を果たすような様々な活動を通じて被保険者のために中長期的な投資収益の拡大を図る」ことを定めており、日本版スチュワードシップ・コードの受け入れや国連責任投資原則への署名等の取組みを進めてきたことに伴う専門的能力を有する人材
- 分散投資を進めるためにオルタナティブ投資などによる運用多様化やリスク管理の強化に伴う専門的能力を有する人材

専門人材の採用

- 専門人材の採用にあたっては、客観的な視点における外部コンサルタントの評価を加味した法人の審査により、**優秀な人材を7名採用**

採用内訳	人数
スチュワードシップ・コード担当職員	1人
オルタナティブ運用担当職員	3人
運用リスク管理担当職員	1人
市場分析・資産配分担当職員	2人

専門人材の受け入れに必要な環境整備



評価の視点

- 高度で専門的な人材を活用した法人内部での調査研究を拡充できるような体制の整備を図ったか。
- 大学との共同研究やシンクタンク等へ委託研究を行うとともに、年金積立金の管理及び運用に関するノウハウを法人内に蓄積するため、高度で専門的な人材の採用に伴い、当該人材を含めた法人の職員が担うことを検討したか。
- 具体的に運用手法に結びつく調査研究業務について、共同又は委託により実施する場合には、法人が自ら共同研究者又は委託研究機関の守秘義務の遵守状況を検証する仕組みを構築すること等により、情報漏洩対策を実施したか。

目的

調査研究業務の充実

情報管理

体制
整備

企画部調査課を設置(平成27年5月)

対応

◆委託調査研究テーマ

- 海外年金基金等におけるインハウス運用についての調査研究

◆研究テーマの募集

- 来年度以降の研究テーマについて、ホームページを活用し、意見を募集

◆情報管理

- 業務委託先から、情報セキュリティ対策の履行状況や情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断等について報告を受けた。

実施
状況

- 担当部署の職員と委託先とで意見交換を行うことによるノウハウの蓄積

- 応募機関に対しヒアリングを行い、内容について検討し、平成28年度の研究テーマを決定した。

- 業務委託先の守秘義務の遵守状況を検証し、情報セキュリティ対策を評価する仕組みを平成27年度から実施

平成27年度委託調査研究
「海外年金基金等におけるインハウス運用についての調査研究」

研究趣旨

- 当法人のインハウス運用は、国内債券のパッシブファンドの運用を行っている。海外の年金基金等では、オルタナティブ資産を含めた多様な資産の運用をインハウスで行っているところが多いことから、インハウス運用の目的や位置づけ、運用体制、リスク管理体制等について調査を行い、当法人のインハウス運用のあり方についての提案を求める。

インプリケーション

- 多くの海外公的年金基金ではインハウス運用の拡充が図られているが、この背景としては、外部委託運用に比べて、インハウス運用による費用節減効果、リスク管理の高度化、運用に係る知見の獲得などが期待できることが挙げられる。インハウス業務を拡充する過程では、ステークホルダーとの密接な対話のほかに、人材確保やリスク管理等の運営体制の強化、外部委託運用先からのノウハウの吸収などが重要となっている。

調査結果に基づく対応

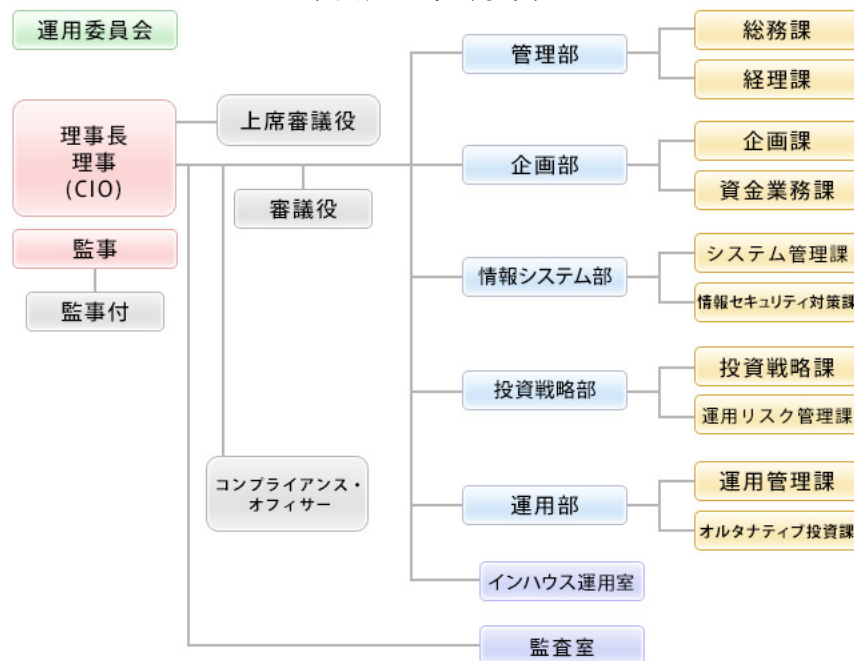
- 今後、インハウス運用の進め方を検討する際に活用する予定

評価の視点

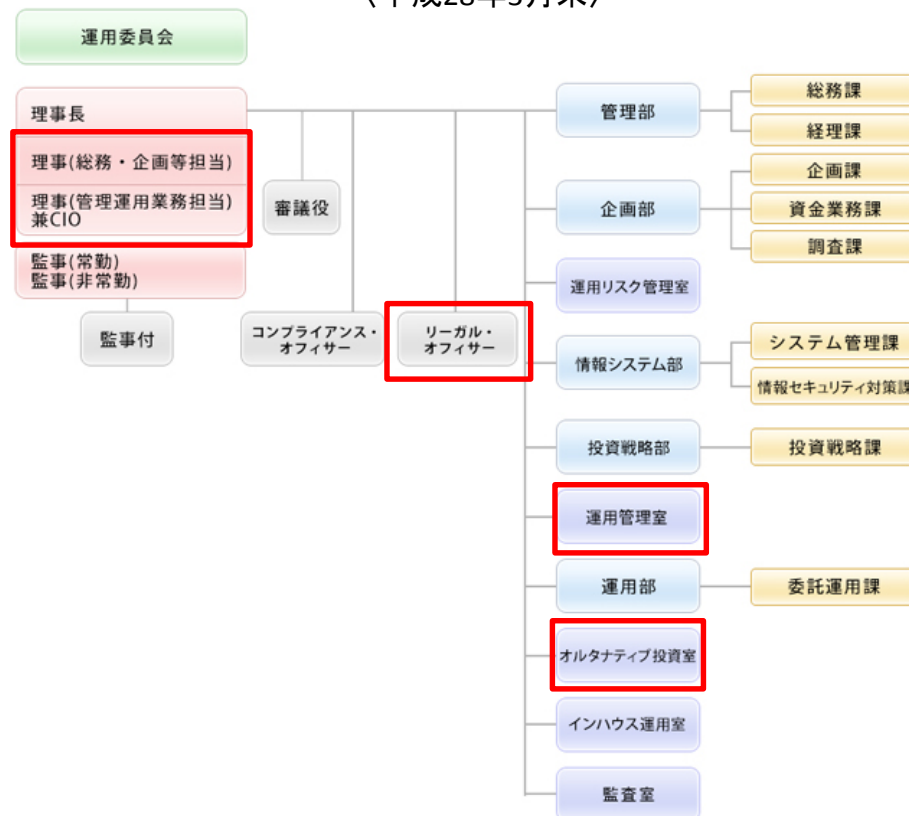
・中期目標期間中に、組織編成及び人員配置を業務の実情に即して見直したか。

- 平成27年5月に年金積立金管理運用独立行政法人法が改正され、**理事を2名**置くことができることになり、管理運用業務担当理事と総務・企画等担当理事の2名体制にし、併せて理事の職務を明確化するための規程を制定
- 平成27年11月に組織の強化及び牽制を図る目的から委託運用部門を運用と管理に分離、運用管理に特化する**運用管理室を設置**
- 平成27年12月に専門人材の採用、BCP環境及び情報システム等の環境の整備が必要になったことから事務所を移転
- 平成28年1月に法人の契約内容の法令確認及び法務に関する業務を担う**リーガル・オフィサーの設置**
- 平成28年3月にオルタナティブ投資課を格上げし、**オルタナティブ投資室を設置**

〈平成27年3月末〉



〈平成28年3月末〉



評価の視点

・高度化や国際化に対応した管理運用業務の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、業務運営の電子化、ペーパーレス化等に取り組んだか。

○法人全体の業務運営の効率化のための対応

- ・大型ディスプレイ、タブレット端末等の導入により、ペーパーレス会議実施環境を整備
- ・Web会議システムの構築により、遠隔地とのオンライン会議実施環境を整備
- ・モバイル端末から内部ネットワークへのセキュアな接続環境構築により、事務所外での情報処理環境を整備

〈タブレット端末による会議の実際の模様〉



○システムの整備等

(1) 伝統的資産管理システム(年金積立金データ管理(GPDR)システム)

- ・運用スタイルの多様化に伴い、データ仕様を変更
- ・運用手法の見直しや制度変更等に伴うシステム改修を実施

(2) オルタナティブ資産管理システム

- ・システム基盤構築のため、GPDRシステムを含めた全体システム構想を取り纏め
- ・機能要件及び非機能要件について調査、検討を実施し、外部機関提供のサービス利用を決定

(3) 伝統的資産とオルタナティブ資産のデータ統合システム

- ・運用対象多様化に伴うリスク管理の強化のため、両資産を統合したポートフォリオ全体のデータ管理を可能とする機能について、GPDRシステムでの追加開発を決定

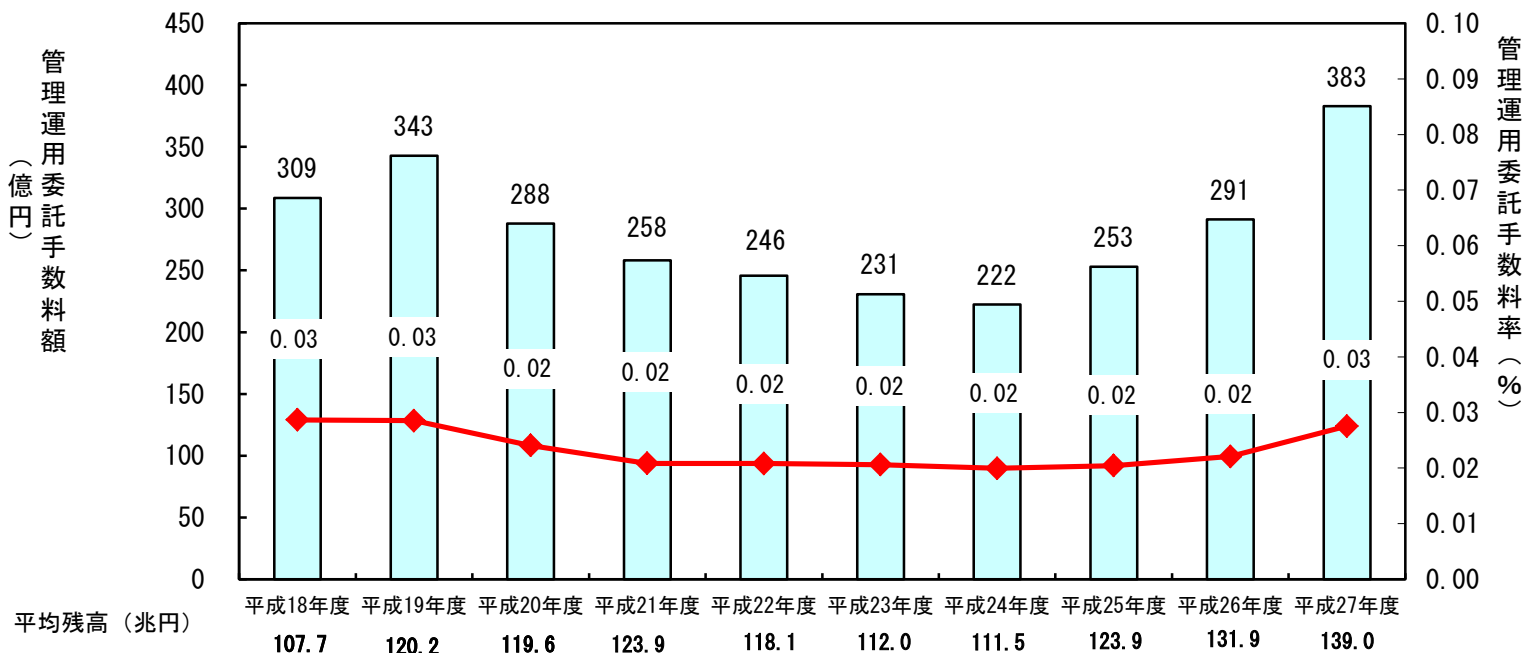
評価の視点

・管理運用委託手数料については、運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努めたか。

節減に向けての平成27年度の主な取組み(平成27年度の管理運用委託手数料率:0.03%)

- ・委託運用から自家運用への資産移管(国内債券) △約2億円
- ・マネジャー・ストラクチャーの見直しに伴う手数料率の引下げ(外国債券パッシブ) △約1億円

管理運用委託手数料の推移



(注1) 自家運用の財投債ファンドについては、償却原価法による簿価の月末平均残高を用いています。

(注2) 管理運用委託手数料額は、億円未満を四捨五入しています。

評価項目 Ⅱ－２

業務運営の効率化に伴う経費節減 ② 業務運営の効率化に伴う経費節減

数値目標及び 評価の視点

・中期目標期間中、一般管理費（退職手当及び事務所移転経費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、基本的方針等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比1.34%以上の効率化を行ったか。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から1.34%以上の効率化を行ったか。

・人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応したか。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保したか。

一般管理費 及び 業務経費

前年度基準額（2,223百万円）に対し1.34%の効率化（△30百万円）を行う予算を作成（新規・拡充経費を除く）

人件費

平成27年度のラスパイレス指数（学歴、地域勘案）⇒101.9（国家公務員に近い水準）

評価項目 Ⅲ－１

財務内容の改善に関する事項 ① 財務内容の改善に関する事項

自己評価
B

- 一般管理費及び業務経費について、前年度基準額に対し1.34%の効率化を行う予算を作成（新規・拡充経費を除く）
- 一般競争入札、企画競争・公募の実施による経費節減
- 予算、収支計画及び資金計画について、業務の進行状況及び予算執行状況の把握、適宜の見直しにより、適正かつ効率的な運用を実施

評価の視点

・平成26年10月31日に運用委員会が建議した「基本ポートフォリオ見直し後のガバナンス体制の強化について」に基づき、内部統制等の体制の一層の強化を図ったか。
・「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施したか。

理事2名体制とし、その役割を明確化

●年金積立金管理運用独立行政法人法が改正され、理事を2名置くことが可能となったことから、管理運用業務担当理事と総務・企画等担当理事の2名体制とした。これに伴い規程を整備し、両理事の職務分掌を明確化。

内部統制委員会を設置

●内部統制の推進を図るため、幹部職員で構成する内部統制委員会を設置。併せて内部統制を担当する役員、内部統制推進部門及び推進責任者を定めた。

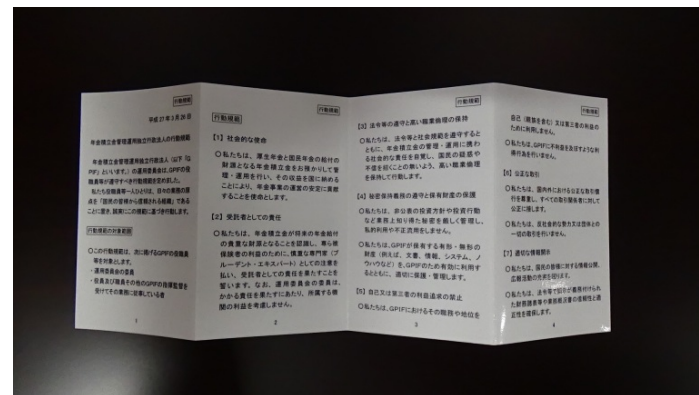
リーガル・オフィサーを新設

●弁護士を採用し、平成28年1月に契約内容の法令確認や法務に関する業務を担うリーガル・オフィサーに任命。
●運用受託機関等に対するガイドライン等の事前審査をコンプライアンス・オフィサーが、契約締結その他法務に関する事項の事前審査をリーガル・オフィサーが行うこととし、運用ガイドライン及び契約等の事前審査体制を確立。

行動規範の実施状況の確認

●役職員全員がポケットサイズの投資原則・行動規範を携行。
●行動規範に基づき、運用委員及び役職員が遵守しなければならない法令・内部規程等に関連付けし、その実施状況を確認。コンプライアンス・オフィサーが、役員及び各部室長と面談を行い、法人全体の自己点検結果について説明し、実態を共有。運用委員会の下に設置されたガバナンス会議に報告。
●ガバナンス会議では、運用委員の行動規範の実施状況も点検し、報告。
●役職員及び運用委員については、すべての事項について違反事例がないことを確認。

〈携行用の投資原則・行動規範〉



内部統制等の概念図

経済・金融の学識経験者等から厚生労働大臣が任命。

運用委員会

ガバナンス会議

監視・意見
運用受託機関
選定等の審議

厚生労働大臣
《年金制度の設計・年金財政の検証》

是正措置要求
理事長及び監事の任命

会計検査院

会計検査

[実績評価]

報告・意見

管理運用法人

理事(総務・企画等担当)
理事(管理運用業務担当)兼CIO

理事長

中期目標

作成・指示

協議

認可

中期計画

年度計画

監事

(内部統制に関する監事監査実施基準)

監事付

会計監査人

《外部監査》

契約監視委員会
契約の点検・見直し

有識者等で構成

業務の有効性・効率性の確保体制

内部統制委員会

経営企画会議

投資委員会

契約審査会

情報システム委員会

情報化統括責任者

損失危機管理体制

運用リスク管理委員会

内部統制委員会(再掲)

情報保存管理体制

情報セキュリティ委員会

財務報告等信頼性の確保体制

経営企画会議(再掲)
三様監査会議(監事、監査法人、監査室)

法令等の遵守体制

内部統制委員会(再掲)

コンプライアンス委員会

コンプライアンス・オフィサー

リーガル・オフィサー

内部・外部通報制度

内部通報窓口
[弁護士事務所]

※3

※1

※2

監査室

管理部

企画部

運用リスク
管理室

情報システム部

投資戦略部

運用管理室

運用部

オルタナティブ
投資室インハウス
運用室

※1 理事(総務・企画等担当)は、管理部、企画部、運用リスク管理室、情報システム部の事務に関する事項を所掌
※2 理事(管理運用業務担当)兼CIOは、投資戦略部、運用管理室、運用部、オルタナティブ投資室、インハウス運用室の事務に関する事項を所掌
※3 監査室は理事長直属

「内部統制の基本方針」

業務の有効性及び効率性を確保するための体制の整備

- 経営企画会議・投資委員会による適切・迅速な意思決定
- 年度計画を四半期毎に分割して設定した目標に対する実績を把握・評価することにより、問題点や課題を抽出し、事業運営を改善

損失危機管理の体制の整備

- 「運用リスク委員会（毎月１回）」により運用リスクを適切に管理
- 業務リスクについては、自己評価（リアセメント）を実施し、自己評価結果について「内部統制委員会」において審議し、業務リスク管理表を見直し、その内容を役職員へ周知

法令等の遵守体制の整備

- 幹部職員と法務に関する外部有識者から構成する「コンプライアンス委員会」を設置し、関連法令の遵守状況等について審議
- 役職員の服務規律（倫理規程等）の概要をまとめた「コンプライアンスハンドブック」を適宜改訂（２回）し、全役職員へ周知
- 毎年３月をコンプライアンス強化月間とし、理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示、外部弁護士によるコンプライアンスハンドブックの内容を確認する研修及び各部室ごとにコンプライアンスに関するグループワークを実施

情報保存管理の体制の整備

- 情報セキュリティに対する更なる意識向上を目的として、法人の情報資産に対する脅威について理解し、脅威から情報資産を守るためのルールや対策等について研修を実施。
- 標的型攻撃メールを受信した場合に備え、模擬標的型攻撃メールを用いた対策訓練を実施

財務報告等信頼性確保の体制の整備

- 財務報告等の信頼性を確保するため、経営企画会議、三様監査会議（監事、会計監査人及び監査室で組織）で審議

- 決算監査(平成27年6月)⇒平成26事業年度の財務諸表等の作成が関係法令、独法会計基準等の関係規程に基づき適正に行われているかについて監査
- 業務監査(平成27年11月～平成28年2月) ⇒ ① 年金積立金の管理・運用業務が関係法令、中期計画、年度計画、管理運用方針等に基づき適切に行われているかをPDCAサイクルのプロセスを検証することにより法人業務運営の適正性・効率性・有効性・経済性と法人運営基盤強化・拡充の実施、具体的取組状況を監査
② 内部統制の整備・運用状況及びその有効性について監査
- 監事重点事項監査(平成27年4月～6月)⇒ 「独立行政法人整理合理化計画」等で定められた契約の適正化、保有資産の見直し、人件費の適正化等、情報開示の各事項の実施状況について監査
- 経常監査(通年)⇒ 不正・不祥事の未然防止、意思決定の合理性・透明性の確保、業務運営改善のためのナビゲーター機能としての監事の役割を認識し、予防的観点に立った日常監査
- 「監事付」の設置(平成27年1月)
- 監事監査規程の改正(平成27年4月1日)⇒ 業務方法書の変更に併せ、理事長との定期会合、厚生労働大臣提出資料の調査等について明文化

監事監査活動の充実・強化内容

- ① 「監事監査計画」を策定し、監事監査活動を周知
- ② 監事監査の「見える化」を図り、監事監査年間・月次計画・実績表を作成し、予定実績管理を実施
- ③ 「内部統制に関する監事監査実施基準」による内部統制システム監査の充実・強化
- ④ 「監事監査チェックリスト・評価表」、「法人の長のマネジメントに関する評価表」、「監事監査ITガバナンスチェックリスト」による監事監査の標準化・効率化
- ⑤ 会計監査人(年5回の会議開催)及び監査室(随時の連絡会開催)との緊密な連携を保ちつつ、財務及び非財務情報に係る信頼性の確保のため、監事、会計監査人及び監査室で組織する「三様監査会議」における審議を実施
- ⑥ 投資委員会・契約審査会等全ての重要な会議・委員会に出席し、必要に応じ監事として意見表明し、予防的観点に立った監査の実施
- ⑦ 経営改革に貢献する監査に努めるべく監事意見を形成し、報告書を通じて役職員に周知徹底
- ⑧ 監事指摘事項に対する改善改革の進捗状況を徹底的にフォローすることにより、PDCAサイクルが有効に機能し、全ての指摘事項に対する改善改革が実施されていることを確認



理事長・理事と意見交換を実施し、監査結果等を報告

評価項目 Ⅳ－１

その他業務運営に関する重要事項 ④ 情報セキュリティ対策

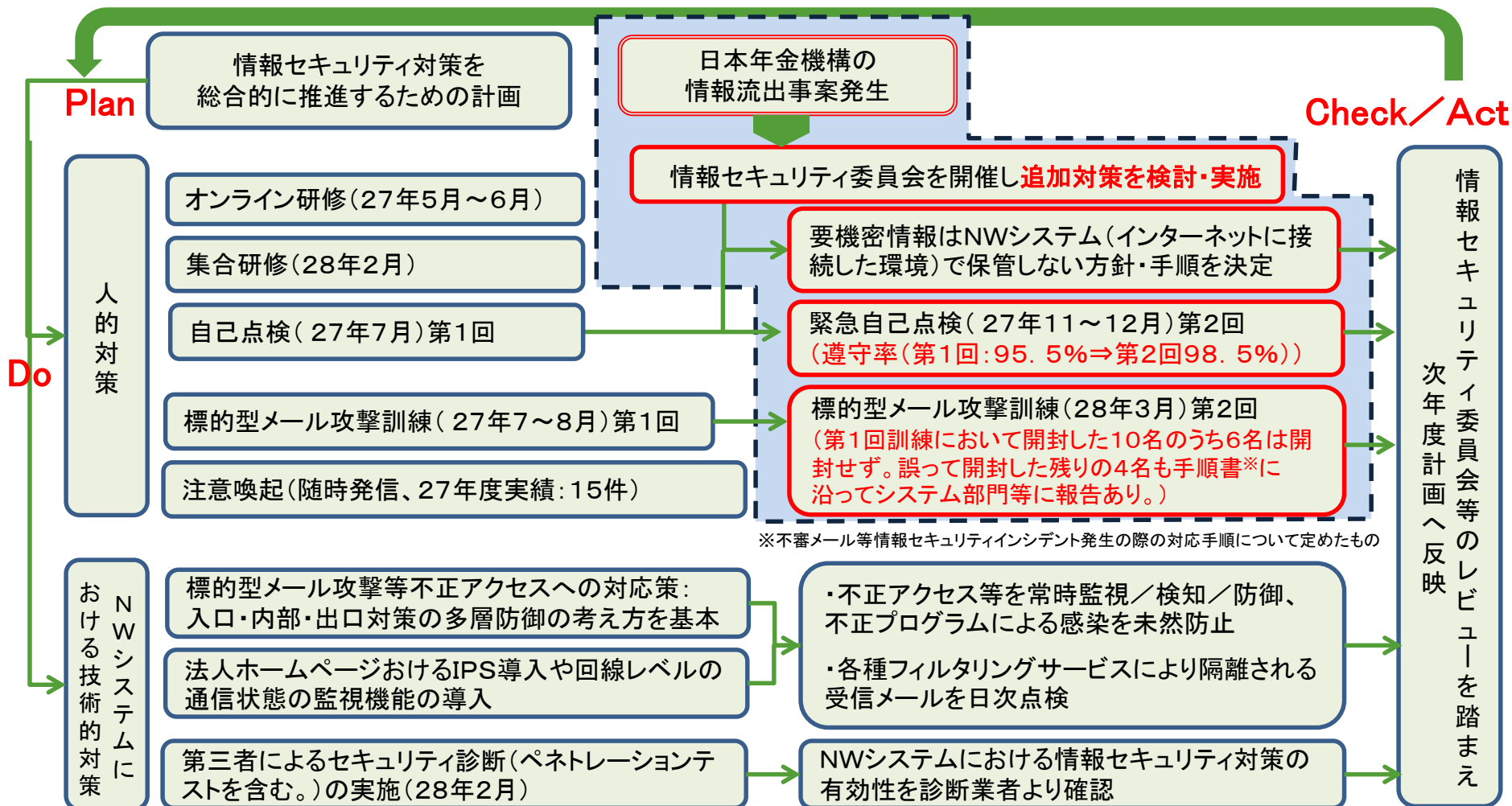
評価の視点

情報セキュリティポリシー（基本方針）に基づく情報セキュリティマネジメントを厳格に実施するとともに、法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認したか。

情報セキュリティポリシー

情報セキュリティ強化に向けてPDCAサイクルの継続実施により法人のセキュリティレベルを引き上げる

情報セキュリティインシデント：発生なし



評価項目 Ⅳ－１

その他業務運営に関する重要事項 ④ 情報セキュリティ対策

評価の視点

法人の外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理体制の有効性を法人が自ら評価する仕組みを構築したか。

第三期中期目標： 運用受託機関等における情報管理体制の有効性を法人自らが評価する仕組みの構築について検討を行う

運用受託機関等における情報セキュリティ対策実施
規程を**早期**に制定（27年7月、施行は11月末）

運用受託機関等の選定時の対策

運用受託機関等の情報管理体制の確認

情報セキュリティ対策履行状況の確認

運用受託機関等による自己診断結果の入手

情報管理体制の有効性評価と課題抽出

情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会へ報告

運用受託機関等に対する改善指示

情報セキュリティ管理体制の評価方法
（評価基準・評価項目）をIPAの情報セキュリティ対策ベンチマーク^{（注）}を基に決定

- ・既存契約先との秘密保持契約の変更※（134件）
 - ・非契約締結先（証券会社等）との覚書締結※（36件）
運用委託先95件、インハウス取引先29件など計170件
- ※IPAの情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断等を求め、その結果の報告を受ける

契約締結前に評価基準を満たすことを確認

（注） IPA（情報処理推進機構）が提供する組織の情報セキュリティマネジメントシステムを診断するツール

- （1）情報セキュリティ対策の履行状況の確認
（定期又は随時）
- （2）情報セキュリティ対策ベンチマークによる
自己診断結果の入手（少なくとも年に一度）
- （1）及び（2）に基づくヒヤリング等

情報管理体制の有効性の評価及び課題抽出

情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会に
おけるマネジメントレビュー

運用受託機関等に対する課題の改善指示

Plan

Do

Check

Act